

得宗被官南条氏の基礎的研究

—歴史学的見地からの系図復元の試み—

A Study of the Nanjo Family of “*Tokusou Hikan*”

—An Attempt on the Restoration of a Genealogy from the Point of View of History—

文学研究科人文学専攻博士後期課程在学

梶川貴子

Takako Kajikawa

はじめに

鎌倉時代後期には將軍直参の家臣である「外様」(御家人)と、北条得宗家の家臣である「御内人」(得宗被官)は明確に区別されていた¹。得宗被官には、①北条時政の伊豆在住当時から被官、②北条氏の勢力伸張に伴い被官化した元御家人、③没落・滅亡した御家人の庶流が被官化した者など、様々なケースが考えられるが、中でも尾藤・諏訪・工藤・安東・南条などは②に分類できよう。本稿では『吾妻鏡』²などに活躍が見られ、有力得宗被官の一つとなった伊豆の南条氏と、同族である駿河の南条時光³を中心とした南条氏系図の復元を試みる。

南条氏の系図は史料として残っていないため、これまでも各研究者によって系図が作成されてきた。しかし、得宗被官としての南条氏が注目されることは少なく、南条氏の系図は主に鎌倉時代に日蓮宗(法華宗)を開いた日蓮の代表的な門下であった時光を中心としたものである。古いものでは宝暦13(1763)年のもの⁴が残っているが、この系図に誤謬の多いことはすでに堀日亨がその著書⁵で指摘している。堀も同著書において古文書や近世の研究を整理した上で系図を作成しており、後世に与えた影響は大きい。唯一『吾妻鏡』等の史料を含め系図を作成したのが小野眞⁶だが、『太平記』⁷などに登場する南条氏を全て時光の子息としてしまう点や、史料の扱いなどの点で検討が必要である。坂井法擘⁸は、南条氏関係の史料を多くまとめており、時光中心のものとしては現在最新の研究成果であるといえよう。ただし、これらの研究では史料批判が十分にされておらず、歴史学的な観点からの考察は不十分と言わざるを得ない。南条氏系図については、現存する史料から推測しなければならない以上、確かに限界はある。だからこそ伝説や近世以降に付け加えられた情報を除き、残された文書史料を正確に読み解いていく必要がある。

そこで本稿では従来ほとんど取り上げられなかった『吾妻鏡』に見られる南条氏系図についても復元し、南条氏全体の流れを少しでも明らかにしていきたい。

I. 『吾妻鏡』からの南条氏系図の復元

南条氏は伊豆の南条を名字の地とする一族で、文献上の初見とされているのは、『真名本曾我物語』⁹で源頼朝の供として登場する南条小太郎である。しかしこの小太郎が実在の人物であるかは検討を要するため¹⁰、本稿の考察の対象は『吾妻鏡』に見られる人物からとした。『吾妻鏡』に見られる南条氏は表1の大部分を占めており、ここではその表をもとに小野作成の系図（系図1）についても考察を加えつつ、系図を復元していきたい。

1. 『吾妻鏡』に見られる南条氏

表1の中で、特に注目すべき人物は以下の通りである。それぞれ該当する表の番号を記しておく。

①南条次郎（南条平次）表1（1～3, 5）

元久元（1204）年に將軍実朝の室を迎えるため、ともに上洛した御家人たちの年齢などから、当時の南条次郎の年齢は20代～30代であったと推定できる¹¹。

②南条時員（七郎左衛門尉）表1（4, 6～10, 14～21, 25, 36）

『吾妻鏡』中最も記事が多いのがこの時員で、建保元（1213）年から暦仁元（1238）年まで計12回登場し、その後の登場年数から初出である建保元年当時はまだ10代～20代と考えられる。時員は承久の乱の際に泰時に付き従って以降、鎌倉で泰時邸の回りに尾藤景氏・平盛綱・安東光成・諏訪盛重らとともに屋敷を構えるなど、泰時の側近の一人ともいべき立場にあり、南条氏は時員の時代に泰時の被官となったと考えられる。

③南条七郎次（二）郎（左衛門次郎）表1（11～13, 26, 27）

時員次男。寛喜元（1229）年以降20年以上登場はないが、建長6（1254）年に南条左衛門次郎として再び登場する。この空白の時期に、時員以外に新たに左衛門尉に任官した者は確認できないため、七郎次郎と左衛門次郎は同一人物である可能性が高い。

④南条忠時（八郎兵衛尉）表1-22～24, 27

時員の弟と考えられ、時員の活動が見えなくなってまもなくの、延応元（1239）年から康元元（1256）年までその名を確認することができる。

⑤南条頼員（新左衛門尉）表1（29～35, 37）

「新左衛門尉」という呼び名は、一族の中ですでに左衛門尉に任官している者が存命のうちに任官したことを意味するため、頼員は時員が存命のうちに左衛門尉に任官したことになる。『吾妻鏡』における南条氏の活動は頼員の文応元（1260）年が最後だが、それ以降も頼員の活動は古文書から知ることができる。その一つ、建治元（1275）年の「唯浄注進状案」¹²によれば、頼員は北条時頼の子で六波羅探題南方であった時輔の後見人であり、阿弋河庄の雑掌従蓮が頼員の舅であったという。頼員は文永4（1267）年には園城寺の鐘楼交替のために同寺に赴いており¹³、時輔が文永元年に京都に派遣され

て以降、ともに在京していたと考えられる。文永6年の「六波羅下知状案」¹⁴の裏に署判している南条左衛門尉も恐らく頼員であろう。

それでは①～⑤の人物を中心に血縁関係を考察していく。小野は①の南条次郎と②の時員を親子としているが（系図1）、先述の通り元久元（1204）年当時、南条次郎がまだ20代～30代で、「七郎」である時員が建保元（1213）年すでに10代～20代であったとすれば、兄弟である可能

性も否定しきれない。本稿では時員が「七郎」である点を考慮し、両者を兄弟として話を進めていく。

いずれにせよ鎌倉時代に南条氏の嫡流となったのは時員の系統であったことが、建治元（1275）年「六条八幡宮造営注文」¹⁵の中に「南条七郎左衛門入道跡」とあり、造営にかかる費用を時員の後継者に充てられていることからわかる。なお、平盛綱・諏訪盛重などの跡にも課役されており、このことで当時の御家人名簿とも言うべきものが幕府に存在していたこと、有力得宗被官が御家人としての身分も有していたと考えられる。

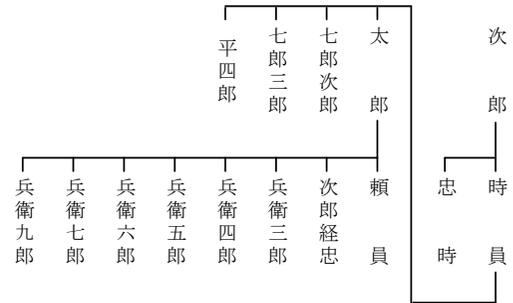
さて、南条氏系図の復元をしていく上で重要なポイントとなるのが、時員以降の人物である。小野は兵衛次郎経忠、兵衛六郎、兵衛七郎（時光父）といった父親が兵衛尉の官職であった人物をすべて時員の長男・太郎兵衛尉の息子としているが、太郎兵衛尉が『吾妻鏡』に見られるのは嘉禎2（1236）年の正月のみであり、検討を要する。なぜなら『吾妻鏡』には兵衛尉の官職を持つもう一人の人物、④の八郎兵衛尉忠時が存在するからである。

忠時の登場は時員の終出の翌年・延応元年で、史料からは時員とともに行動したことを確認することはできない。これは時員が鎌倉で得宗被官として得宗の側に屋敷を構え、また公式行事への参加も多いことから、本拠地である南条の地やそれ以外に勲功などによって獲得していた所領を留守にしなければならず、弟である忠時及び自身の子息（太郎兵衛尉や③の左衛門次郎）を代官として現地に派遣していたためと推察される。しかし暦仁元年以後は忠時がこれまで時員中心だった公式行事への参加を担っている。その理由としては、時員の（i）死去、（ii）隠居、（iii）得宗被官としての政治的活動のみを行うようになったため忠時に儀式への参加を任せ、などの状況が考えられる。

時員は、建長元（1249）年に幕府の使者として比叡山に派遣されており¹⁶、暦仁元年以後も生存しているので、（i）の可能性は否定できる。（ii）については、忠時の登場と前後して時員が出家したかどうか、ということが問題となってくる。そこで、仁治元（1240）年から建長6（1254）年までの14年間は『吾妻鏡』に南条氏が登場しないということに注目したい。この期間に南条氏に関わる出来事として挙げられるのは、仁治3年の泰時の死である。新たに得宗となった経時には、当然経時の側近がいたと考えられ、当初泰時の被官であった南条氏は、晴れの舞台に立つことが少なくなったとみられ

系図1 小野による『吾妻鏡』の南条氏系図

小野真一『南条時光』52頁より一部簡略化して作成



る。また尾藤景綱の死去の後、得宗家の家令となった平盛綱は泰時の死後、しばらく『吾妻鏡』に見られなくなるが、寛元3(1245)年に「平左衛門入道盛阿」として見られるようになる¹⁷。時員の出家も同様に泰時の死に伴ってのことではないだろうか。少なくとも(ii)の忠時の登場の時点では隠居はしていない。すると残る(iii)の可能性が高くなる。

また14年を経て『吾妻鏡』に再びその名を見せたのは、忠時と左衛門次郎、兵衛六郎である。表1-23, 26～28は御弓始、的始の記事であり、彼らが弓の名手であったということもあるのだろうが、この時に太郎兵衛尉が存命であれば、何らかの形で再度その名が見られてもよいはずである。つまり太郎兵衛尉は比較的早い時期に死去していたのではないだろうか。そうであるならば兵衛六郎は忠時の子であり、嘉禎3年に時員とともに時頼の元服の儀に参加している兵衛次郎経忠も、「忠」という通字から時員よりは忠時の系統とみられ、同様に忠時の子であろう。延応元(1239)年に忠時とともに境飯の儀に参加している平四郎については、検討の余地があるが、本稿では忠時の子としておきたい。父親の忠時が鎌倉で公式行事に参加するようになったことで、息子たちも公式行事に参加するようになったと考えられる。

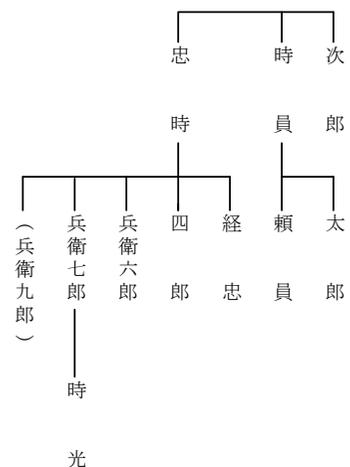
そこで改めて時員の子息について考察すると、時員の子と確定できるのは太郎兵衛尉と左衛門次郎のみということになる。時員の次男である左衛門次郎は建長6年以降に再び登場しており、忠時が時員に後継者がいないためにその後を継いだというわけではないようである。時員の後継者は、時員のあと左衛門尉に任官し、通字に「員」が用いられている⑤の頼員であろう。頼員は登場時すでに左衛門尉に任官しており、時員との続柄は一見して不明だが、頼員がそれまで『吾妻鏡』に登場していなかったとも限らない。

既出の人物で頼員の比定者となる人物が存在するのではないかと考え、今一度表1を見ると、左衛門次郎と頼員は前後して『吾妻鏡』に見られるようになっていくことに気づく。さらに頼員が時輔の後見人であるからには時輔と同世代ではなく、時輔よりも年齢が上である可能性が高い、などの点から筆者は小野の言うように頼員を太郎兵衛尉の子とするのではなく、時員の子(太郎兵衛尉にとっては弟)である③の左衛門次郎こそ頼員なのではないかと考えるのである。

そして兵衛六郎の弟である時光の父・兵衛七郎も忠時の子とすれば、時光を中心とする南条氏が「時」「忠」を通字として用い、次項で取り上げる南条氏のなかでも時員、頼員の流れと考えられる人物は「頼」「直」の字を使用しているということからも、十分に納得がいくものになる。

よってこれまでの考察の結果から、『吾妻鏡』に見られる南条氏の系図は右のようになる。

系図2『吾妻鏡』の南条氏系図(筆者作成)



2. 頼員以降の南条氏嫡流筋の人物

続いて南条頼員以降で得宗被官としての活動が確認できる人物について若干触れておきたい。

①南条二郎左衛門尉 表1 (38)、表2 (1～3)

前項で左衛門次郎が頼員と同一人物であることを指摘したが、それは頼員の通称が「次(二)郎左衛門尉」になることをも示唆している。つまり建治3(1277)年に北条貞時の元服の儀に陸奥十郎とともに三の御馬を献じている南条二郎左衛門尉¹⁸が頼員である可能性も出てくるのである。しかし、頼員は文永9年のいわゆる二月騒動で頼員が後見をしていた時輔が六波羅で倒された後は、鎌倉に戻ったのか、もしくは出家したのかも不明である。建治元年の「唯淨注進状案」に見られるのは頼員の舅從蓮であって頼員本人ではないからである。そのためこの二郎左衛門尉は頼員ではなく、もし頼員と関係がある人物だとすれば、子もしくは孫であろう。正応5(1292)年に長崎左衛門尉とともに、翌6年には単独で親玄僧正のもとに貞時の使いとして訪問している南条二郎左衛門尉¹⁹もおそらく同様であろう。

②南条貞直(左衛門尉) 表2 (10, 13～15, 19)

延慶3(1310)年と正和5(1316)年に北条高時の使者として派遣されている²⁰。また正和年間のものとなる『当社記録鶴岡八幡宮』²¹において長崎左衛門入道圓喜、諏訪左衛門入道直性、尾藤左衛門入道演心、安藤左衛門入道昌顕、長崎三郎左衛門入道思元、長崎四郎左衛門尉時元などの得宗被官とともに評定衆として名を連ねている南条左衛門入道性延は貞直の可能性が高い。南条氏の中に評定衆になった人物がいたという点で注目すべき史料である。元亨3(1323)年に北条貞時の13回忌に南条小次郎、孫二郎、四郎左衛門入道とともに参加している南条左衛門入道もまた貞直であろう。

③南条頼直(四郎左衛門尉) 表2 (11, 19)

佐藤進一は正応5(1292)年閏10月と延慶3年7月に評定所の奉行人として四郎左衛門尉頼直を挙げている²²。その根拠としている正応5年の史料については、近年刊行された『朽木家文書』にも収録されているが²³、そこでは文書名を「六波羅奉行人連署裏封案」、年号は正和5年、「左衛門尉頼直」に関しては比定者を松田左衛門尉頼直としている。年号については正応5年の閏月は閏6月であり、閏10月の正和5年が正しい。そして『鎌倉遺文』を見ると、この時期には少なくとも南条四郎左衛門尉頼直と松田八郎左衛門尉頼直という同官職・同名の人物が存在することが確認できる。ただし南条頼直は「四郎」、松田頼直は「八郎」であるから、南条氏の中で分家した人物が松田姓を名乗るようになったわけではない。両者を区別するのは容易ではないが、それぞれの活動から検討してみたい。

まず問題の文書を除くと、南条頼直は延慶3年の「関東引付衆結番交名注文案」²⁴に評定所の奉行人として名前が確認できる。一方で松田頼直は弘安9(1286)年の「春日御幸行列次第」²⁵と、嘉元3(1305)年の「倉栖兼雄書状」²⁶にそれぞれ名前が見られる。この時点で松田頼直は出京したとあるから、京都にいた人物らしい。正和5年の文書は「六波羅奉行人」とあるように、京都からのものである。とすればこの場合は南条頼直より松田頼直のほうが比定者として妥当であるといえる。

前述の元亨3年の北条貞時の13回忌に見られる南条左衛門四郎入道は頼直であり、名前の「直」の共

通点から貞直とは親子か兄弟であろう。その他にも南条宗直（次郎左衛門尉）や『太平記』で北条守時に続いて自害した南条高直（左衛門尉）など、鎌倉時代末には「直」を通字とする人物が多く見られる。得宗被官としての南条氏の活動を考察する上では非常に重要な人物たちであるが、これらの人物を系図化することは現段階では難しく、今回の系図復元には反映させていない。しかし彼らの実名・活動の内容から、時員・頼員の後に続く南条氏嫡流筋の人物であることはほぼ間違いないであろう。

II. 時光を中心とする南条氏系図の復元

南条兵衛七郎と時光系統の南条氏一族については、日蓮の書状や大石寺開山の日興が記した「白蓮本尊分与帳」²⁷（以下「分与帳」と略す）、時光自身の譲状を中心とする多くの大石寺文書などから姻戚関係の一部も垣間見ることができる。そこには多くの女性たちの姿も見られ、『吾妻鏡』に見られる南条氏とは違い、より細かい系図の復元が可能となる。また、時光の兄弟は七郎次郎時光が嫡子で、弟は七郎五郎までとある程度ははっきりしているため、各系図で大きな違いはない。それが時光の子、孫の世代になると研究者の間で見解が異なってくる。

1. 南条兵衛七郎と時光

時光の母は日蓮の書状から松野六郎左衛門入道の娘であったことがわかる²⁸。松野氏の本拠地とみられる駿河国富士郡松野郷は、時光の屋敷があったとされる上野郷下条（現在の妙蓮寺）とは川を挟んで隣接している。この地理的な繋がりからみて、この婚姻は兵衛七郎が上野郷に移住してからのものであると考えられる。また兵衛七郎が日蓮に帰依したのは、父忠時や兄とともに鎌倉にいた頃であろう。おそらく頼員が左衛門尉に任官し、正式に時員の後継者となったことで、正嘉元（1257）年前後には庶流となった忠時系統の人物は、再び各地の所領に派遣されるようになったのではないだろうか。その一つが兵衛七郎、時光と受け継がれていく駿河国の上野郷であり、「分与帳」に見られる駿河国富士上方成出郷給主南条平七郎、日蓮の書状が残る南条九郎太郎の存在²⁹などから、兵衛七郎と同時期に駿河国に移住してきた忠時の子が他にもいたであろうことが推察される。

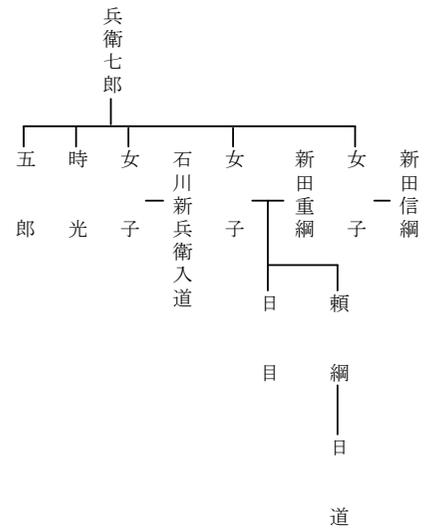
兵衛七郎への日蓮書状は文永元（1264）年のもの³⁰が一通伝わるのみだが、兵衛七郎の死後も日蓮は何度も時光や母などに宛てた書状で「故南条殿」「故上野殿」と兵衛七郎のことに触れている。この日蓮の書状によって兵衛七郎の死去の時、まだ母の胎内にいた時光の弟七郎五郎の没年が弘安3（1280）年の9月5日、享年16であり³¹、兵衛七郎の没年は文永2年ごろと推定できる。

時光の兄弟は同腹であることが確実な五郎が知られているが、時光が次郎である以上、その上には当然太郎が、下には三郎・四郎がいたはずだが、彼らについては史料が残っていない³²。五郎死去の際、日蓮が母親に宛てた書状で「二人のをのこごにこそになわれめとたのもしく思ひ候いつるに」³³と兄弟が二人であるとしており、三郎・四郎は幼くして亡くなったか、太郎については同腹ではなかつ

たとも考えられる。時光の姉妹についても、それぞれ日蓮の門下となった人物に嫁いでおり、新田四郎信綱に嫁いだ姉³⁴、新田五郎重綱に嫁いだ姉で日興のあと大石寺の住持となった日目の母³⁵、そして「分与帳」から石川新兵衛入道道念に嫁いだ姉が確認できる。なお新田重綱に嫁いだ姉は夫の死後後家尼（法名蓮阿）となり、徳治2（1307）年の史料から時光を訴えていたことがわかる³⁶。

兵衛七郎の娘たちの婚姻がいつの頃であったかは不明だが、重綱の五男である日目が生まれたのが文応元（1260）年とすれば、新田重綱と蓮阿の婚姻はそれ以前ということになる。兵衛七郎死去の時、時光はまだ10歳にも満たない頃であるから、時光と日目はあまり年の変わらぬ叔父・甥であることがわかる。逆に時光と姉・蓮阿とは大分歳が離れていたことになる。前述のように兵衛七郎と時光の母との婚姻が上野郷移住後であるとする、蓮阿は兵衛七郎が鎌倉、もしくは伊豆南条に在住していた頃の死別、もしくは離縁した先妻との娘とも考えられる。新田重綱の兄と思われる信綱に嫁いだ姉についても同様であろう。石川新兵衛尉に嫁いだ姉は、石川氏が駿河国重須の地頭である³⁷ため、兵衛七郎が上野郷に移住して以後の婚姻の可能性が高いが、時光と同腹の姉弟かどうかは検討の必要がある。

系図3 兵衛七郎とその子息（筆者作成）



以上の点から系図を復元すると右のようになる（系図3）。

2. 鎌倉時代末～南北朝期までの時光の子孫

（1）時光の子息

正慶2（＝元弘3、1333）年の日興の葬儀の記録である「日興葬送次第写」³⁸には時光の子息が多く参列しているが、時光自身の名は見られないため、時光の死は広く伝えられているようにその前年頃と考えられる。まず多くの譲状を中心として時光の子息について考察していく。

①南条時忠（左衛門次郎）

時光の嫡子として、駿河国上方荘上野郷や同国の麻機地、相模国山内庄舞岡郷の屋敷、丹波国小椋庄の在家などを譲られていたが³⁹、正中3（1324）年には死去していたことが、同年の「南条時光大行譲状案」⁴⁰に「故次郎」と記されていることからわかる。

②南条左衛門三郎

時光三男。延慶（1309）2年に時光より南条の南方武正名の一部を譲られている⁴¹。嫡子時忠死後の正中3年、同譲状の奥書に武正名については延慶2年の譲状に任せて相違なく知行する旨記されている。時忠死去の後も家督は継いでいないこと、時忠への譲状で「三郎の母」と時忠の母親とは明確に区別されていることから、庶子であったようである。しかし南条の地を譲られている点や、三郎の母には

上野郷の譲りがある⁴²など、特別な配慮がなされていたことも伺える。

③南条時綱

時綱が時光の第何子であるかについては、正慶元年の甥節房丸への譲状⁴³、及び暦応2（1339）年の「南条時綱置文」⁴⁴にも「平時綱」とあるのみで、通称を名乗っておらず不明だが、日亨、小野の両者は時光の五男とし、坂井は四男としている。この点では異なるものの、時綱が時光の死後家督を継ぎ、左衛門尉に任官したとしている点では三者ともに一致している。しかし、いずれの史料も本人が官職を記していないため、検討の必要がある。

先の置文は時綱が自領である大石寺の東方を、建武5（1338）年に宰相阿闍梨御房（日郷）に寄進したため、子孫の押妨を防ぐ目的で記されたものである。時綱を左衛門尉及び四郎としているのは、駿河国の小泉久遠寺と安房妙本寺の創建に関する「久妙両山略縁記」⁴⁵である。しかしこれは後世のものと思われ、この種の記録では時光も「南条修理大夫平時光」とされるなど官職の間違いが多く、信憑性のある史料とは言い難い。そこで「日興遷化次第写」を見てみると、参列した南条氏の中で時光の後家督を継いだと思われるのは、御影を持ち参列している左衛門五郎であり、他の何名かとともに花を持ち参列している左衛門四郎よりも立場が上と考えられ、家督を継いだのであれば時綱は五郎である可能性が高い。今後も検討の必要がある人物であるが、本稿では「五郎」とする。

「日興遷化次第写」には他にも、南条一族の参列者として左衛門太郎、左衛門三郎、左衛門四郎、左衛門五郎、左衛門七郎、七郎若宮、彦太郎といった人々の名が見られる。また時光の下条の屋敷を寄進した妙蓮寺の過去帳には、妙蓮寺二代住持日相（幼名乙若）、同三代住持日眼（幼名乙次）が時光の子であったことが記されている。そして女性では駿河国の阿原郷に嫁いだ娘（阿原郷の御前）⁴⁶、後に由井四郎入道妻女に上野郷の在家を巡って訴えられた乙松、乙一という娘⁴⁷がいる。阿原郷の御前については堀・小野は時光の妹としているが、坂井の指摘するように彼女の娘である鬼鶴が時光のことを「おゝち」（祖父）と表記している点や、日道が鬼鶴の養父であることから、阿原郷の御前が時光の妹では矛盾が生じる。というのも、養父新田伯耆阿闍梨御房とは先述した時光姉の蓮阿と新田重綱との間に生まれた子頼綱の子息で、日目のあと大石寺の住持となった日道のことである。時光が鬼鶴へ譲状を書いた元徳3年（1331）に时光はすでに70代半ばになっている。时光と妹はそれほど年齢が離れていないはずであり、妹だとすれば阿原口御前も60代後半～70代前半、その娘も40～50代にはなっていたと考えられる。日道が弘安6（1283）年の生まれとされているから、鬼鶴が時光の姪であるとするならば、日道と鬼鶴の年齢はあまり変わらないということになってしまう。それが、阿原口御前が時光の娘で、鬼鶴が時光の孫であれば、日道を養父としていてもおかしくはない。よって阿原口郷に嫁いだのは、時光の娘であるということができよう。

（2）南北朝期の南条氏

元弘3年に鎌倉幕府は滅亡するが、『太平記』には北条守時とともに自害した南条高直の姿が描かれている。すでに述べたように、この人物は南条氏の中でも嫡流の人物であり、ここに嫡流筋の南条氏

は歴史から姿を消したことになる。一方で時光系統の南条氏は南北朝期まで史料が残っている。

鎌倉幕府滅亡に伴い膨大な得宗領は没収され、各地で新たに地頭として補任された者と従来の所有者との間で所領を巡る争いが起こり、その処理は建武政権の混乱を招いた。そのような中で南条氏もまた親族間や新たな権利者との間で頻繁に訴訟が起こり、この時期には譲状だけではなく、裁判関係の史料が数点残っている。裁判に関わる史料は利害関係が絡むため、慎重にならなければならないが、人間関係などを伺い知る魅力的な史料である。以下の4名はそれらの史料に見られる人物である。

①南条時長（四郎左衛門尉）

時綱の暦応2年の置文⁴⁸の宛所に見られ、同4年の「南条時長書状写」⁴⁹で実名がわかる。置文の宛所に書かれていることから時綱の四男の可能性が考えられる。

②南条節丸（節房丸）

時綱の甥で、正慶元年に時綱より上野郷の在家一字を譲られている⁵⁰。幼名しか伝わらないが、次に挙げる南条高光に上野郷内在家田畠等を巡って訴えられ、両者の間で訴訟が起きていた⁵¹。時忠の子とする説が有力だが、その根拠は不明である。

③南条高光（太郎兵衛尉）

前掲の節丸、次に挙げる南条忠時、久下仙阿との所領を巡る訴訟関係の史料に名前が見られる。小野は左衛門尉高直を時光の長男とし、高光を高直の子としているが、前述のように高直は南条氏嫡流筋の人物であるため時光の子ではなく、また高光の父親でもない。

④南条忠時（左衛門二郎）

次に挙げる貞和2（1346）年11月の「南条高光申状」に見られる。

【史料】「南条高光申状」（大石寺文書『静岡県史料』第2輯一24）※事書と事実書のみ記載。

欲_下早南条左衛門次郎忠時、高光所_レ得御下文等令_レ抑留_一、対_レ久下次郎入道仙阿_一、於_二当御奉行所_一、致_レ奸訴_一上者、任_レ傍例_一、就_レ先日訴訟_一被_レ寄_レ諏方大進房円忠奉行一所_一、被_レ経_レ御沙汰_一蒙_中御成敗_上丹波国小椋庄内田畠在家山野等事、

右、於_二田畠在家山野_一者、高光重代相伝、当知行無_レ相違_一之处久下次郎入道仙阿、致_レ非分押領_一之間、去康永元年以来、為_レ布施彈正忠資連奉行_一訴申之处、同庄一分領主芋河次郎蔵人_{不知実名}与_レ件仙阿_一於_二武州御口諏方大進房円忠奉行_一、致_レ相論_一之間、依_レ為_レ一庄一具訴訟_一、被_レ渡_レ円忠奉行一所_一者也、而忠時者、高光所_レ得御下文等、依_レ令_レ抑留_一、無_レ故致_レ奸訴_一之上者、所詮被_レ渡_レ円忠奉行一所_一、被_レ経_レ御沙汰_一、任_レ相伝之道理_一、蒙_レ御成敗_一、為_レ全_一知行_一、恐々言上如_レ件、

忠時はこれまで「左衛門二郎」という通称と「忠時」という名から、時光の次男時忠の書き間違いであるとされてきた。しかし高光の言い分に注目すると、この忠時という人物が高光が得るはずの下文等を抑留して、高光がすでに訴えを起こしている久下次郎入道仙阿に対して奸訴をしたので、そのことに対して高光が忠時を訴えているという内容であることがわかる。つまり高光と忠時は同じ「丹

官としての南条氏だけでなく、他の得宗被官についてもより深い考察が可能になると考えている。そのような意味でも本稿での南条氏系図の復元が、今後の得宗被官研究に役に立てば幸いである。

系図5「南条氏略系図」(筆者作成)

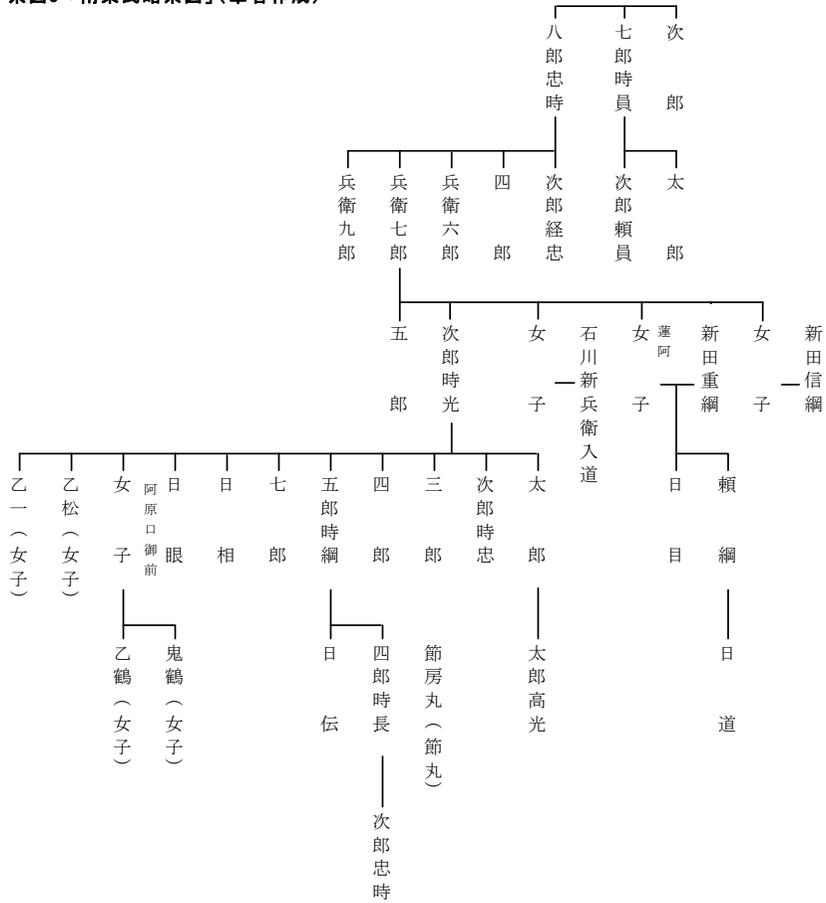


表1 得宗被官南条氏の活動年表(1)

年月日	史料上の表記	事項	典拠
1 建久6(1195).3.1	南条次郎	頼朝の東大寺供養に後陣の随兵の一人として供奉。	『吾妻鏡』同日条
2 元久1(1204).10.14	南条平次(次郎)	実朝の室となる坊門信清の息女を迎えるため上洛。	『吾妻鏡』同日条
3 元久1(1204).12.10	〔南条平次〕	実朝の室鎌倉に下着。	『吾妻鏡』同日条
4 建保1(1213).1.2	南条七郎	義時の壇飯献上の際五の御馬を曾我小太郎とともに引く。	『吾妻鏡』同日条
5 建保4(1216)?	南条次郎	実朝が渡宋を企てた折の夢想で宋に使わされた12人のうちの1人。	『善隣国宝記』巻上 (『史籍集覧』21冊所収) P23
6 承久3(1221).5.22	南条七郎	承久の乱で北条泰時が京都に進発する際、従軍した側近18騎の1騎となる。	『吾妻鏡』同日条
7 承久3(1221).6.14	南条七郎	宇治川の浅瀬を調べるため芝田兼義が検者を求め、南条七郎がともに真木嶋へ。北条時氏、南条七郎ら6騎を相見して進発。前右大將家司主税頭長衡と幕下の下に遣わされる。	『吾妻鏡』同日条
8 承久3(1221).6.19	〔南条七郎〕	時氏、14日に相従った者6人を酒席に呼ぶ。	『吾妻鏡』同日条
9 元仁1(1224).6.28	南条七郎	鎌倉の泰時の館を警護。	『吾妻鏡』同日条
10 嘉祿2(1226).10.12	南条七郎	評定所の役人として訴人が評定所に近接することを取り締まるよう指示を受ける。	『吾妻鏡』同日条
11 寛喜1(1229).1.15	南条七郎二郎	御弓始で渋谷六郎とともに四番の射手をつとめる。	『吾妻鏡』同日条
12 寛喜1(1229).9.9	南条七郎次郎	泰時の命により、京都の右近将監多好方のもとに和琴の秘曲を授けてもらうため派遣される。	『吾妻鏡』同日条
13 寛喜1(1229).12.17	南条七郎次郎	母が病気のため京都より帰参。代わりに美濃澤右近二郎が和琴の秘曲を授けられることに。	『吾妻鏡』同日条
14 天福1(1233).1.17	南条殿	在京の御家人が皇居旧跡に馬場を作ると禁じるため使者として上洛。	貞永2年同日付「北条泰時書状」 ※4月天福に改元(『鎌倉遺文』4496号)
15 嘉祿2(1236).1.2	南条七郎左衛門尉、南条兵衛尉	泰時の壇飯献上の際四の御馬を引く。	『吾妻鏡』同日条
16 嘉祿2(1236).1.3	南条七郎左衛門尉、南条太郎兵衛尉	北条朝時の壇飯献上の際三の御馬を引く。	『吾妻鏡』同日条
17 嘉祿2(1236).8.4	南条七郎左衛門尉	將軍頼朝が若宮大路の新造御所に移徙する際に供奉。	『吾妻鏡』同日条
18 嘉祿2(1236).12.19	南条左衛門尉	泰時が新築した邸宅の周りに屋敷を構える。	『吾妻鏡』同日条
19 嘉祿3(1237).1.2	南条七郎左衛門尉	時氏の壇飯献上の際一の御馬を北条光時とともに引く。	『吾妻鏡』同日条
20 嘉祿3(1237).4.22	南条七郎左衛門尉時(員)、南条兵衛次郎経忠	北条時頼の元服の儀に引き出物の馬を引いて参加。	『吾妻鏡』同日条
21 暦仁1(1238).1.2	南条七郎左衛門尉	泰時の壇飯献上の際五の御馬を北条時頼とともに引く。	『吾妻鏡』同日条
22 延応1(1239).1.3	南条八郎兵衛尉忠時、南条平四郎	北条朝時の壇飯献上の際二の御馬を引く。	『吾妻鏡』同日条
23 延応1(1239).1.5	南条八郎兵衛尉	御弓始で三番の射手をつとめる。	『吾妻鏡』同日条
24 仁治1(1240).1.2	南条八郎兵衛尉忠時	泰時の壇飯献上の際五の御馬を陸奥七郎とともに引く。	『吾妻鏡』同日条
25 建長1(1249).8.14	南条七郎左衛門入道	山門の尊覚親王のもとに幕府の使者として遣わされる。	「使者申詞書」大日本史料5-31
26 建長6(1254).1.4	南条左衛門(次)郎	御弓始で三番の射手をつとめる。	『吾妻鏡』同日条
27 康元1(1256).1.4	南条左衛門次郎、兵衛六郎、八郎兵衛尉	的始の射手の名簿に三人の名前が見られるが、八郎兵衛尉と左衛門次郎は都合が悪く、兵衛六郎のみ了承。	『吾妻鏡』同日条
28 康元1(1256).1.9	南条兵衛六郎	由比ヶ浜において的始の射手に選ばれ、七番を勤める。	『吾妻鏡』同日条
29 正嘉1(1257).1.1	南条新左衛門尉	年始の儀式に北条時輔とともに三の御馬を引く。	『吾妻鏡』同日条
30 正嘉1(1257).2.26	南条新左衛門尉頼員	北条時宗の元服の儀式に時輔とともに三の御馬を引く。	『吾妻鏡』同日条
31 正嘉2(1258).1.1	南条新左衛門尉	年始の儀式に遠江七郎時基とともに二の馬の御馬を引く。	『吾妻鏡』同日条
32 文応1(1260).1.1	南条新左衛門尉	年始の儀式に時輔とともに三の御馬を引く。	『吾妻鏡』同日条
33 文永4(1267).4.29	南条左衛門尉頼員	園城寺鐘樓交替につき高左衛門尉実重と園城寺に赴く。	『天台座主記』同日条
34 文永6(1269).7.5	南条左衛門尉	若狭国太良庄の雑掌より大番役について訴えがあり、その訴状の裏書に河合右衛門尉・高橋右衛門尉・島田兵衛尉とともに判割を加えている。	同日付「六波羅下知状案」 (『鎌倉遺文』10454号)
35 文永(年脱).8.20	南条左衛門尉	広峰治部大夫の宿直働仕終了の注進を処理する。	同日付「廣峯長祐注進状高」 (『鎌倉遺文』11890号)
36 建治1(1275).5	南条七郎左衛門入道跡	前年に消失した六条八幡宮の再建費用として、「南条七郎左衛門入道跡」に三貫が配当される。	「六条八幡宮造営注文」(国立歴史民族博物館蔵、『田中穰氏旧蔵典籍古文書』永和1.8.6付「法印栄注進状」)
37 建治1(1275).8.7	南条新左衛門尉頼員	「相模式部大夫後見南条新左衛門尉頼員男」が阿豆河庄の雑掌だったことがわかる。	同日付「唯浄注進状案」 (『鎌倉遺文』11988号)
38 建治3(1277).12.2	南条二郎左衛門尉	北条貞時の元服の儀に陸奥十郎と三の御馬を献じる。	『建治三年記』同日条

(筆者作成)

※年号については全て改元後の年号に統一した。

※〔 〕内の人名は『吾妻鏡』に名前が出ていないが、記事の中に含まれていることが確実なもの。

※〈 〉内は吉川家本『吾妻鏡』での表記によって訂正したもの。

表2 得宗被官南条氏の活動年表(2)

年月日	史料上の表記	事項	典拠
1 正応5(1292).9.13	南条二郎左衛門尉	長崎左衛門尉とともに北条貞時の使者として親玄僧正のもとへ祈祷の依頼に遣わされる。	『親玄僧正日記』同日条
2 正応5(1292).9.20	南条二郎左衛門尉	祈祷を終えた親玄僧正のもとに長崎左衛門尉とともに訪問。	『親玄僧正日記』同日条
3 正応6(1293).5.19	南条二郎左衛門尉	幕府の使者として親玄僧正を訪問。	『親玄僧正日記』同日条
4 永仁2(1294).1.4	南条八郎	幕府の使者として親玄僧正を訪問。	『親玄僧正日記』同日条
5 嘉元3(1305).5.2	南条中務丞	北条時村斬殺の手先12名を斬首するにあたり、岩田四郎左衛門尉宗家の身柄を相模守北条師時に預けるための使いとなる。	『鎌倉年代記裏書』同日条
6 徳治2(1307).2.17	南条七郎二郎(時光)	富士上方上野郷一分給主新田五郎後家尼蓮阿に所当米以下公事の事で訴えられたことについて弁済の命が出される。	同日付「得宗家奉行人奉書」 (『静岡県史』資料編5-1575)
7 徳治2(1307).5	南条中務丞 南条左衛門尉	北条時宗の忌日法要に七番に南条中務丞、十一番に南条左衛門尉が出仕。	「相模田覚寺毎月四日大斉番文」 (『鎌倉遺文』22978号)
8 延慶2(1309).2.23	南条左衛門三郎 南条左衛門二郎時忠 左衛門尉時光	時光、三男に伊豆南条のうち武正名を譲る。次男時忠に鎌倉の屋敷、上野郷などを譲る。	同日付「南条時光譲状」 (『静岡県史』資料編5-1603,1604)
9 延慶2(1309).7	南条左衛門尉	熊野の悪党鎮圧のため東使として上洛。	『武家年代記裏書』同年条
10 延慶3(1310).3.3	南条左衛門尉貞直	信忠の東大寺別当補任の際北条高時の使者として派遣される。	「鶴岡八幡宮寺社務職次第」 (『鶴岡叢書』第2輯、295頁)
11 延慶3(1310).7.21	南条四郎左衛門尉頼直	幕府奉行人の一番引付として名を連ねる。	「関東引付衆結番交名注文案」 (『鎌倉遺文』24024号)
12 正和5(1316).3.16	大行(時光) 二郎(時忠)	時光、次男時忠に置文、後見人等の判の注文を残す。	同日付「南条時光大行置文」 同日付「南条時光大行自筆券契証判注文」 (『静岡県史』資料編5-1662,1663)
13 正和5(1316).8.13	南条左衛門尉貞直	信忠の東大寺別当職補任の際、高時の使者として派遣される。	「鶴岡八幡宮寺社務職次第」 (『鶴岡叢書』第2輯、295頁)
14 正和5(1316).8.22	南条左衛門尉貞直	鑑蔵の供僧職補任にあたって高時の使者として派遣される。	「鶴岡八幡宮寺社務職次第」 「鶴岡八幡宮寺供僧次第」 (『鶴岡叢書』第4輯、36頁、198頁)
15 正和年間?	南条左衛門入道性延	評定衆の一人であり、鶴岡八幡宮修正会の時は警固の役についていた。	「当社記録鶴岡八幡宮」國學院大學所蔵本(未刊。坂井法暁が「南条一族おぼえ書き(下)」に翻刻を掲載している)
16 元応2(1320).1.10	南条景宗	弓始の射手を勤める。	内閣文庫蔵『御的日記』同日条
17 元応3(1321).1.10	南条景宗	弓始の射手を勤める。	内閣文庫蔵『御的日記』同日条
18 元亨1(1321).7.25	大行(時光) 南条左衛門二郎	時光、時忠に丹波国守利名の在家一字を譲る。	同日付「南条時光大行譲状」 (『静岡県史』資料編5-1691)
19 元亨3(1323).10.26	南条小二郎、南条孫次郎、南条左衛門入道、南条四郎左衛門入道	小次郎、孫次郎、それぞれ九条大夫、宮内卿の御使となる。左衛門入道、四郎左衛門入道、それぞれが北条貞時の十三回忌に参列し、砂金等を進物する。	「北条貞時十三年忌供養記」 (『神奈川県史』資料編2-2364)
20 正中1(1324).2.13	大行(時光)	上野郷の屋敷を売却。	同日付「南条時光大行売券案」 (『静岡県史』資料編5-1709)
21 正中1(1324).5.10	南条次郎左衛門宗直	正中の変において長崎四郎左衛門とともに東使として上洛、日野資朝・俊基兩人を捕らえる。	『太平記』53頁
22 正中2(1325).12.22	南条左衛門入道	78歳で死去。	『常楽記』(『群書類従』29輯-P211)
23 正中3(1326).2.8	沙弥大行(時光)	次男時忠の死去に伴い、三男への譲りを再度確認。	延慶2.2.23「南条時光譲状」奥書 (『静岡県史』資料編5-1662)
24 正中3(1326).7.27	南条左衛門尉高直	六波羅の使者から日野俊基を受け取り、諏訪左衛門尉に預ける。	『太平記』70頁
25 年次未詳	南条	「南条・長崎兩人、各月令管領候」	年次未詳「金沢貞頼書状」 (『鎌倉遺文』29433号)
26 元徳2(1330).1.14	南条高直	弓始の射手を勤める。	内閣文庫蔵『御的日記』同日条
27 元弘1(1331).1.10	南条新左衛門尉	長崎三郎左衛門尉の宿所が放火され、南条新左衛門尉らの宿所も炎上した。得宗高時邸には及ばず。	「金沢貞頼書状」 (『鎌倉遺文』32185号)
28 元弘1(1331).5.5	南条次郎左衛門尉	長崎孫四郎左衛門尉と使節として上洛、日野俊基らを捕らえる。	『鎌倉年代記裏書』同日条
29 元弘1(1331).11.18	南条二郎左衛門入道大行	時光、娘が死去したため、娘に譲るはずであった駿河国蒲原庄関島の半分を孫の鬼鶴に譲る。	元徳3.11.18「南条大行時光譲状案」 元徳4.4.28「鬼つる譲状案」 (『静岡県史』資料編5-1761,1792)
30 元弘2(1332).12.26	平時綱 節房丸	時綱、節房丸に上野郷の在家一字を譲る。	正慶1.12.26「平時綱譲状」 (『静岡県史』資料編5-1798)
31 元弘3(1333).2.6	南条左衛門太郎、左衛門三郎、左衛門四郎、左衛門五郎、左衛門七郎、七郎若宮、彦太郎	日興の葬儀に参列。	正慶2.2付「日興葬送次第写」 (『静岡県史』資料編5-1801)
32 元弘3(1333).5.17	南条左衛門尉高直	北条守時に続き自害。	『太平記』333~334頁

(筆者作成)

※年号については全て改元後の年号に統一した。

※『鎌倉年代記裏書』『武家年代記裏書』は竹内理三編『増補統史料大成別巻』(臨川書店、1979年)所収。

※『太平記』(日本古典文学大系、岩波書店、1961年)を使用。

注

- 1 鎌倉時代後期の成立とされる『沙汰末練書』（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』2所収。岩波書店、1957年）に、「外様者 將軍家奉公地頭御家人等事也」、「御内方トハ 相模守殿御内奉公人事也」とある。
- 2 内閣文庫所蔵の北条本を定本とする新訂増補国史大系本『吾妻鏡』（吉川弘文館、2000年）を使用。南条氏の人名の一部が吉川子爵家所蔵本と異なる場合には、新訂増補国史大系本の頭注に従い、『吉川本吾妻鏡』（名著刊行会、1968年）によって訂正している。
- 3 『吾妻鏡』に見られる南条氏と同族であることは、時光が伊豆国南条南方武正名の一部を三男に譲り与えている（『静岡県史』資料編5-1603）ことなどからもわかる。時光を中心とした南条氏関連の古文書や日蓮の書状などが、時光が自領の駿河国大石ケ原を寄進して建てた、現在の日蓮正宗総本山大石寺に「大石寺文書」として伝わっている。
本稿では日蓮文書については現在最も普及していると言える『日蓮大聖人御書全集』（堀日亨編、創価学会、1952年。以下『全集』と略す）と『正和定本日蓮聖人遺文』（立正大学日蓮教学研究部編、1952年。以下『定遺』と略す）の2つを用いる。なお、頻出する史料についてもここにあらかじめ記載しておく。
 - ・『静岡県史』資料編5・中世1、資料編6・中世2（静岡県、1989年、1992年）。
 - ・竹内理三編『鎌倉遺文』全42巻（東京堂出版、1971～1993年）。
- 4 大石寺の日因作成「新田南条両家之事」（『富士宗学要集』5宗史部所収。創価学会、1978年）309～310頁。
- 5 堀日亨『南条時光全伝』（興門資料刊行会、1931年。2001年復刻版）。
- 6 小野眞一『南条時光』（富士史書刊行会、1993年）。
- 7 『太平記』（日本古典文学大系、岩波書店、1961年）を使用。
- 8 坂井法嘩「南条一族おぼえ書き（下）」（『興風』16号所収、興風談所、2004年）。
- 9 『真名本曾我物語』（平凡社東洋文庫、1988年）を使用。
- 10 南条小太郎とともに登場している深堀弥次郎について、伊豆には「深堀」という地名が見当たらないなど、検討が必要な部分とされている。
- 11 上洛した人物の年齢を『吾妻鏡』の記事から考察してみると、時政と後妻牧の方との子である北条政範が16歳。元久2年6月22日に畠山重忠・重保父子は討たれるが、その時重忠が42歳、直後に自害した兄次郎重秀が23歳であったことから、重保は10代～20代前半。和田朝盛の父・和田常盛も、建保元年の和田合戦で敗れて自害した時42歳であった（同年5月4日条）ことから、元久元年当時は父常盛はまだ30代前半であることがわかり、朝盛も10代であったと推測できる。治承四年に14歳であった 結城朝光は38歳。千葉常秀、佐原太郎、多々良明宗、宇佐美祐茂、佐々木盛季らも初出の時期及び親や兄弟との関係などから、30代前半～30代後半と思われる。以上の点から南条平次（次郎）もまた20代～30代であったと考えられる。
- 12 「唯浄注進状案」（高野山文書、『鎌倉遺文』11988号）。
- 13 『校訂増補天台座主日記』（第一書房、1973年）262頁。
- 14 「六波羅下知状案」（東寺百合文書、『鎌倉遺文』10454号）。
- 15 永和1年8月6日付「法印栄賢注進状」の中に見られる。海老名尚・福田豊彦「六条八幡宮造営注文について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』45集、1992年）で史料紹介・翻刻されている。
- 16 「使者申詞書」（最明寺文書、『大日本史料』5-31）111頁。この時の使者は時員と浅間四郎左衛門尉忠頭。
- 17 『吾妻鏡』同年5月22日条。
- 18 『建治三年記』12月2日条（『増補 續史料大成』第10巻所収）。
- 19 『親玄僧正日記』（史料編纂所所蔵）。正応5（1292）年から永仁2（1294）年までの3年分が現存する。全文の翻刻は『中世内乱史研究』14～16号（1993～95年）所収。
- 20 延慶3年及び正和5年の「鶴岡八幡宮寺社務職次第」（『鶴岡叢書』第2輯、鶴岡八幡宮社務所、1991年）295頁。正和5年の「鶴岡八幡宮寺諸職次第」（『鶴岡叢書』第4輯、鶴岡八幡宮社務所、1978年）36頁、「鶴岡八幡宮寺供僧次第」（同）198頁。
- 21 國學院大學所蔵本、未刊だが坂井法嘩が前掲注（8）論文において翻刻を載せている。
- 22 佐藤進一『鎌倉時代訴訟制度の研究』（岩波書店、1993年、初出は1943年、畝傍書房）286頁。
- 23 『朽木家文書』第1巻-1（史料纂集古文書編、八木書店、2007年）。
- 24 斑目文書『鎌倉遺文』24024号。
- 25 兼仲卿記『鎌倉遺文』15863号。
- 26 金沢文庫文書『鎌倉遺文』22218号。
- 27 『鎌倉遺文』19923号。「南條兵衛七郎子息七郎次郎平時光」と時光が兵衛七郎の子であることも記されている。

- ²⁸ (弘安4年) 11月15日「上野尼御前御返事」(『全集』1560頁、『定遺』1890頁)。
- ²⁹ 弘安元年11月1日付「九郎太郎殿御返事」(『全集』1553頁)。南条九郎太郎も兵衛七郎の勧めによって、日蓮に帰依したのであろう。全節では説明を省いたが、兵衛七郎には弟の九郎(兵衛九郎)がおり、その九郎太郎はその長男と考えられる。つまり兵衛七郎にとっては甥に、時光にとっては従兄弟に当たる。
- ³⁰ 文永元年12月13日「南条兵衛七郎殿御書」(『全集』1493～98頁、『定遺』319頁)。
- ³¹ 弘安3年10月24日「上野殿母御前御返事」(『全集』1568～73頁、『定遺』1810頁)。
- ³² 太郎については近世より18歳で水死したという言い伝えがある(「新田南条両家之事」前掲注4、309頁)。
- ³³ 前掲注(31)「上野殿母御前御返事」。
- ³⁴ 延慶3年2月の日興書写の本尊に「奥州新田四郎信綱後家者南条□□左衛門尉時光姉」(『日興上人御本尊集』興風談所、1996年、98号)とある。
- ³⁵ 日道が記した、日蓮・日興・日目の「三師御伝土代」のうちの「日目上人御伝土代」(堀日亨『富士宗学要集』5宗史部所収)に日目について「文応元年かのえさる御誕生なり、(中略)豆州仁田郡皇郷ノ人なり、(中略)奥州新田太郎重房ノ嫡子五郎重綱ノ五男なり、母方は南條兵衛入道行増孫子也」とある。
- ³⁶ 「得宗家奉行人奉書」(大石寺文書『静岡県史』資料編5-1575)。上野郷の一分給主新田五郎重綱の後家日蓮阿より所当米以下公事のことで訴えがあり、時光に速やかに弁済する旨を命じたもの。
- ³⁷ 「駿河本門寺棟札」(駿河北山本門寺文書『鎌倉遺文』19605号)に永仁6(1298)年に重須郷の地頭・石川孫三郎源能忠が所領を寄進し、時光とともに大檀那として現在の北山本門寺を建立したことが記されている。
- ³⁸ 「日興葬送次第写」(要法寺日記『静岡県史』資料編5-1801)。
- ³⁹ 「南条時光讓状」、「南条時光大行讓状」(大石寺文書『静岡県史』資料編5-1604、1691)。
- ⁴⁰ 大石寺文書『静岡県史』資料編5-1730。
- ⁴¹ 「南条時光讓状」(大石寺文書『静岡県史』資料編5-1603)。
- ⁴² 「南条時光讓状」(大石寺文書『静岡県史』資料編5-1604)。
- ⁴³ 「平時綱讓状」(大石寺文書『静岡県史』資料編5-1798)。
- ⁴⁴ 安房妙本寺文書『静岡県史』資料編6-225
- ⁴⁵ 『大日本史料』6-18、46頁。なお時綱を四郎左衛門尉とする根拠として元弘3年8月10日の「南条時綱着到状」(屋台本文書『鎌倉遺文』32463号)が伝わるが、これは「伊豆国御家人南条四郎左衛門尉時綱」が着到状に証判を受けたというものだが、全体的に疑問の多い文書であるため今回の考察からは外した。
- ⁴⁶ 「南条大行時光讓状案」(大石寺文書『静岡県史』資料編5-1761)。
- ⁴⁷ 「道恵請文」(大石寺文書『静岡県史』資料編6-338)。
- ⁴⁸ 前掲注(44)「南条時綱置文」。
- ⁴⁹ 古文書記興門雑記、『静岡県史』資料編6-278。
- ⁵⁰ 前掲注(43)「平時綱讓状」。
- ⁵¹ 「家綱・心玄連署奉書案」(大石寺文書『静岡県史』資料編6-222)、「心玄請文案」(同6-223)。
- ⁵² 前掲注(6)小野著作、79頁。

